

## 令和4年度 第1回臨時庁議 次第

日時：令和4年9月27日（火）午後1時15分～

場所：本館3階302会議室

1 開会

2 市長あいさつ

3 協議・報告事項

(1) 笛吹市長期財政推計について（総合政策部）

4 その他

(1) 定例庁議予定日 10月6日（木） 午後1時15分～ 本館3階302会議室

5 閉会

庁議付議事項概要書

協議事項 ・ 報告事項		令和4年9月27日提出	
件名	笛吹市長期財政推計について	部局名	総合政策部
概要	健全で安定した財政基盤の構築を目指す指針として、令和4年度笛吹市長期財政推計（令和4年度～令和13年度）を作成したので報告する。		
経過	合併当初から予算ベースの財政推計を作成していたが、決算額と大きく乖離してしまうため、平成29年度から決算ベースの推計に変更して作成、公表している。		
問題・課題	<p>今後10年間の笛吹市の財政については、総務省の令和5年度予算概算要求に基づく試算から、市税収入の増加が見込まれるが、普通交付税の公債費算入額が減少するため、標準財政規模は縮小が見込まれる。</p> <p>また、ふるさと納税寄附金については、令和2年度以降に大きく増額し、毎年度25億円を見込んでいるが、永続的に収入が期待できるものではないため、財政状況に予断を許すものではない。</p> <p>このため、第二次笛吹市総合計画で掲げた将来像の実現、また、新たな行政ニーズや課題解決に必要な経費については、今後も財源不足が危惧される。</p>		
対応策	<p>健全な財政を堅持し、本市の身の丈にあった財政運営を継続していくため、これまでと同様、原則として基金残高を減らすことなく財政運営を行っていく。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症対策に関する経費については、令和5年度以降の状況が不透明なことから、推計に含めていない。</p>		
協議結果			

# 笛吹市長期財政推計

(令和4年度～令和13年度)

令和4年9月

総合政策部 財政課

## 目 次

I	長期財政推計について	1
II	長期財政収支試算について	1
III	長期財政推計	5
IV	地方債残高の推移	7
V	基金残高の推移	8
VI	実質公債費比率、将来負担比率の推移	9
VII	財服用語の解説	10

## I 長期財政推計について

本市では、第二次笛吹市総合計画において定めた諸事業の実施と、住民サービスの水準を確保しつつ、健全で安定した財政基盤の構築を目指す指針として、「笛吹市長期財政推計」を毎年度策定しています。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していますが、ワクチン接種の進展や感染予防対策の徹底により景気にも持ち直しの動きが見られ、令和4年度に引き続き、令和5年度以降についても市税収入の増加が見込まれています。

しかし、現段階においては、国の地方財政における財源確保対策には不透明な部分が多い状況にあるため、国の動向について注視していく必要があります。

歳出面では、高齢化に伴う扶助費の増加や、公共施設の老朽化に伴う維持管理経費の増加が見込まれ、さらに、激甚化・頻発化する災害への対応のため防災・減災、国土強靭化に取り組んでいく必要があるなど、課題は山積しています。

こうした状況の中、第二次笛吹市総合計画で掲げた将来像の実現に向け、確実に取組を進めていくためには、健全な財政を堅持し、本市の身の丈にあった財政運営を行うことが、なお一層重要となります。

今回の財政推計に当たっては、前年度と同様に、原則として基金残高を減らすことなく、当該年度の歳入の範囲内で財政運営が行えるよう、各種歳出項目において見直しを行っています。

## II 長期財政収支試算について

### 1 推計期間及び会計単位

- (1) 令和4年度から令和13年度までの10年間とします。
- (2) 会計単位は一般会計とします。

### 2 収支試算の前提条件

- (1) 令和3年度までの実績値及び令和4年度9月補正後の予算現額を基本に試算し、決算見込値として推計しています。
- (2) 行財政制度は、原則として既に法案等が成立しているものを除き現行制度に変更がないものとしています。
- (3) 令和5年度以降における新型コロナウイルス感染症の影響に関わる経費は推計に含めていません。

### 3 歳入・歳出の試算の内容

#### (1) 歳入

##### ア 地方税

現行の税制度を基本に算定しており、住民税は、令和 4 年度決算見込額を基に、総務省が 8 月に示した「令和 5 年度地方財政収支の仮試算（以下「概算要求」という。）を勘案し試算しています。

固定資産税は 3 年に一度の評価替えを踏まえるとともに、都市計画税については課税しないこととして試算しています。

##### イ 地方消費税交付金等

各種税交付金については、令和 4 年度決算見込額を基に、国の概算要求を勘案し試算しています。

##### ウ 地方交付税

令和 4 年度の普通交付税確定額を基に概算要求を勘案し試算しています。特別交付税については、令和 3 年度の決算額を基に試算しています。

##### エ 国庫支出金・県支出金

現行の制度を基本とし、普通建設事業や扶助費に係る国県支出金にあっては、事業費の積み上げにより試算し、その他の国県支出金にあっては、令和 3 年度までの実績値を基に試算しています。

##### オ 基金等からの繰入金

令和 5 年度以降は、前年度にまちづくり基金に積立てた、ふるさと納税寄附金分を、各事業へ充当するため繰入金として試算しています。

##### カ 地方債

現行の制度を基本とし、臨時財政対策債は、令和 5 年度分を国の概算要求に基づき試算し、令和 6 年度以降は普通交付税の基準財政需要額に対する割合を考慮し試算しています。

合併特例債は、合併特例期間が終了する令和 6 年度まで活用することを前提に、事業費の積み上げにより試算し、その後は一般単独事業債等の借り入れを見込んでいます。なお、民間資金の借換債も含んでいます。

##### キ 寄附金

ふるさと納税寄附金などについて、令和 4 年度 9 月補正後の予算現額を基に試算しています。

## ク その他

分担金及び負担金、財産収入、諸収入については、令和 3 年度までの実績値及び令和 4 年度 9 月補正後の予算現額を基に試算しています。

使用料及び手数料については、新型コロナウイルス感染症の影響で、施設使用料等の収入が減額していることから、令和元年度の決算額を基に試算しています。

繰越金については、前年度の決算剰余金を見込んでいます。

## (2) 歳出

### ア 人件費

委員等の報酬については、令和 3 年度までの実績値及び令和 4 年度 9 月補正後の予算現額を基に試算しています。

### イ 物件費・維持補修費

物件費及び維持補修費は、令和 3 年度までの実績値及び令和 4 年度 9 月補正後の予算現額を基に試算し、物件費においては、国政選挙等の選挙経費、統計調査費を見込み試算しています。

### ウ 扶助費

令和 3 年度までの実績値及び令和 4 年度 9 月補正後の予算現額を基に、「笛吹市人口ビジョン」及び「人口動態統計」を考慮し、少子高齢化の影響や社会保障費の推移を見込み試算しています。

### エ 補助費等

令和 3 年度までの実績値及び令和 4 年度 9 月補正後の予算現額を基に試算しています。なお、上下水道事業会計及び簡易水道事業会計等への補助金については、令和 6 年度まで上下水道料金を据え置く見込みで試算しています。

### オ 普通建設事業費

総合計画に掲げる事業について、個別施設計画及び長寿命化計画を踏まえ試算しています。

### カ 公債費

既発行分については償還計画から算出し、新たな発行分については、見込額を現行制度の償還条件により推計し、合算して試算しています。

なお、過去に借入れを行った地方債の借換えを目的とした繰上げ償還額を見込んでいます。

#### キ 積立金

積立金は、ふるさと納税を財源としたまちづくり基金及び入湯税を財源とした観光施設整備基金への積立のほか、各種基金の運用利息の積立を見込み試算しています。

#### ク 繰出金

各特別会計の事業推移を見込み積上げにより試算しています。特に後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計については、「笛吹市人口ビジョン」及び「人口動態統計」を考慮し試算しています。

#### ケ その他

投資及び出資金は、上水道事業会計の統合前の簡易水道事業において借り入れた地方債の償還元金、公共下水道事業会計の地方債の償還元金などの出資を見込んでいます。



### Ⅲ 長期財政推計

#### (1) 歳入

(単位：百万円)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
地方税	8,968	9,119	8,985	8,992	9,004	8,872	8,876	8,888	8,810	8,819
市民税	3,889	3,994	3,994	3,994	3,994	3,994	3,994	3,994	3,994	3,994
固定資産税	4,046	4,066	3,931	3,938	3,950	3,821	3,824	3,836	3,760	3,769
軽自動車税	315	318	321	324	328	329	333	336	338	341
たばこ税	620	616	614	611	607	603	600	597	593	590
入湯税	98	125	125	125	125	125	125	125	125	125
地方消費税交付金等	1,606	1,649	1,649	1,649	1,649	1,649	1,649	1,649	1,649	1,649
地方交付税	8,946	8,999	9,100	9,011	8,813	8,869	8,699	8,645	8,546	8,367
普通交付税	8,126	8,179	8,280	8,191	7,993	8,049	7,879	7,825	7,726	7,547
特別交付税	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820
国・県支出金	8,017	5,496	5,472	5,576	5,420	5,459	5,527	5,388	5,439	5,737
基金等からの繰入金	3,321	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
地方債	4,751	3,581	4,261	4,784	3,662	3,267	3,743	3,289	3,337	3,389
臨時財政対策債	305	230	230	229	227	226	223	223	221	218
合併特例債	471	660	773	—	—	—	—	—	—	—
その他起債	3,975	2,691	3,258	4,555	3,435	3,041	3,520	3,066	3,116	3,171
うち借換債	1,205	1,316	1,594	2,012	1,220	802	1,117	411	308	311
寄附金	2,529	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
その他	3,921	2,036	2,542	2,522	2,752	2,845	2,958	2,922	2,737	2,580
歳入合計	42,059	35,880	37,009	37,534	36,300	35,961	36,452	35,781	35,518	35,541

## (2) 歳出

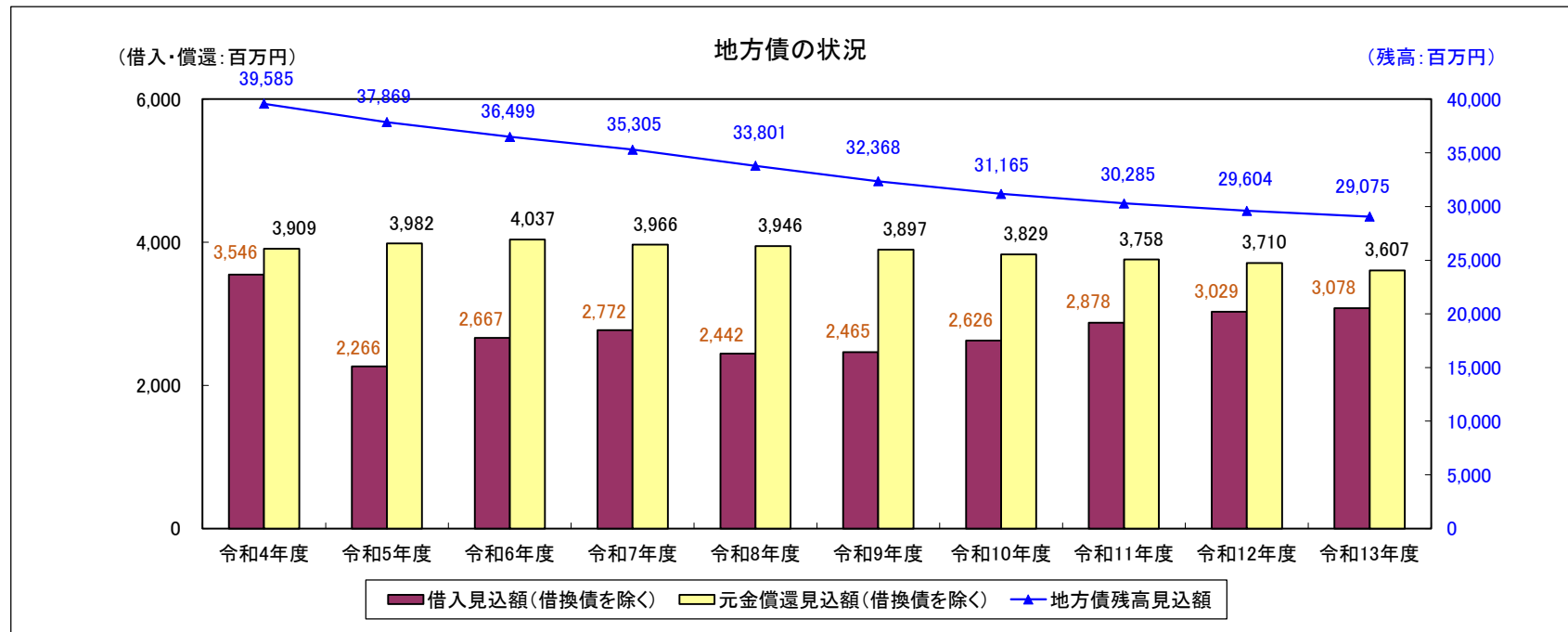
(単位：百万円)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
人件費	5,321	5,155	5,150	5,184	5,180	5,169	5,183	5,168	5,190	5,177
物件費・維持補修費	7,204	5,516	5,761	5,695	5,853	5,676	5,705	5,737	5,620	5,819
扶助費	7,498	6,637	6,673	6,706	6,739	6,890	6,920	7,067	7,094	7,120
補助費等	3,696	2,867	2,864	2,653	2,559	2,496	2,493	2,483	2,438	2,450
普通建設事業費	6,058	3,491	4,092	4,273	3,683	3,825	4,058	4,213	4,388	4,340
公債費	5,265	5,451	5,779	6,123	5,312	4,848	5,095	4,320	4,170	4,071
うち借換債を目的とした繰上償還額	1,205	1,316	1,594	2,012	1,220	802	1,117	411	308	311
積立金	3,274	2,516	2,516	2,516	2,516	2,516	2,516	2,516	2,516	2,516
繰出金	2,689	2,770	2,778	2,821	2,865	2,910	2,956	3,002	3,049	3,098
その他	628	537	473	405	336	258	184	112	45	38
歳出合計	41,633	34,940	36,086	36,376	35,043	34,588	35,110	34,618	34,510	34,629

#### IV 地方債残高の推移

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
借入見込額（借換債を除く）	3,546	2,266	2,667	2,772	2,442	2,465	2,626	2,878	3,029	3,078
元金償還見込額（借換債を除く）	3,909	3,982	4,037	3,966	3,946	3,897	3,829	3,758	3,710	3,607
地方債残高見込額	39,585	37,869	36,499	35,305	33,801	32,368	31,165	30,285	29,604	29,075
借換債見込額	1,205	1,316	1,594	2,012	1,220	802	1,117	411	308	311



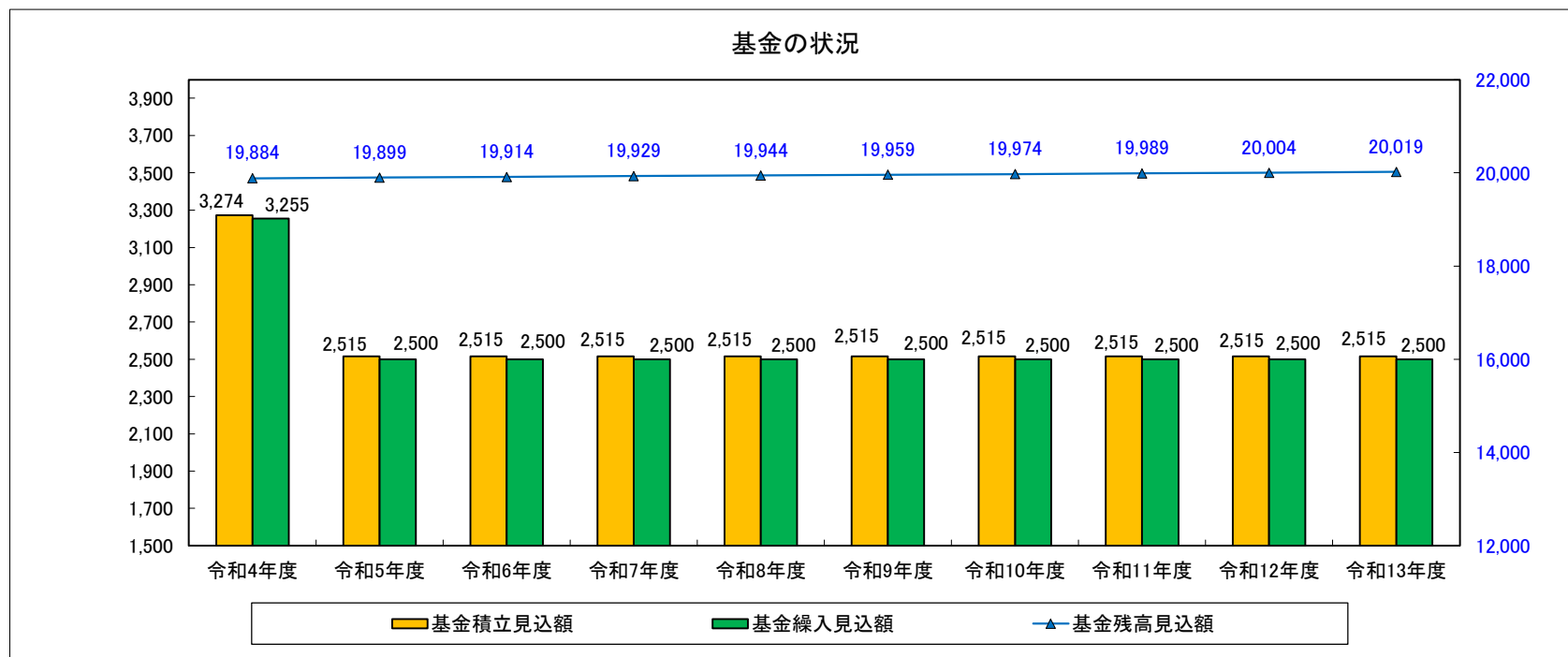
- 借換債を除く借入見込額について、令和4年度は35億円台となりますが、令和5年度以降は22億円から30億円の間を推移すると試算しています。
- 借換債を除く元金償還見込額については、令和6年度以降減少するものと試算しています。
- 地方債残高見込額について、令和4年度以降も借入見込額を元金償還見込額が上回るため、地方債残高は減少していくと試算しています。

## V 基金残高の推移

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
基金積立見込額	3,274	2,515	2,515	2,515	2,515	2,515	2,515	2,515	2,515	2,515
基金繰入見込額	3,255	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
基金残高見込額	19,884	19,899	19,914	19,929	19,944	19,959	19,974	19,989	20,004	20,019

※ 土地開発基金については定額運用基金のため、北野福祉基金については原資が株式のため、基金残高に含めていません。

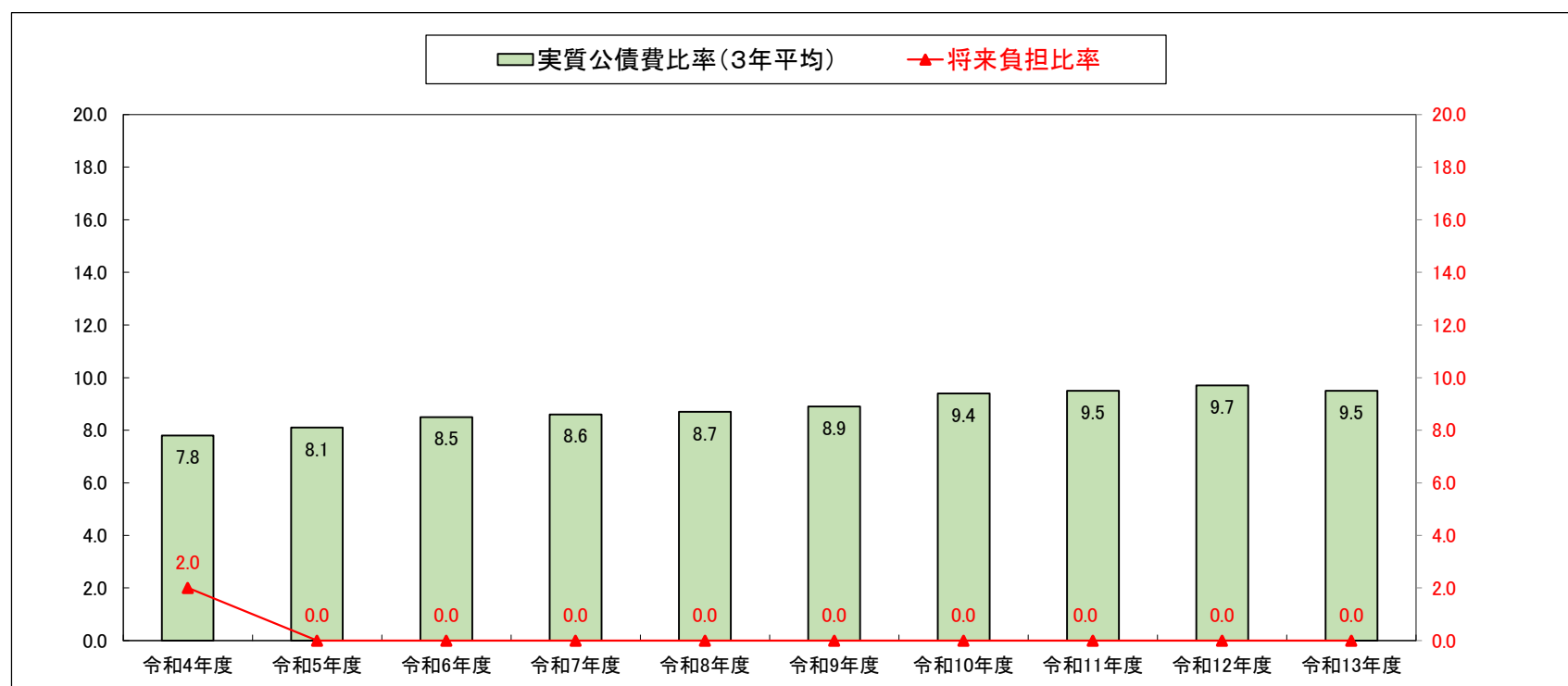


- 基金積立見込額については、令和4年度は、9月補正現計を基に試算しています。令和5年度以降は、基金運用利子、ふるさと納税寄附金の積立てを見込み試算しています。
- 基金繰入見込額については、令和4年度は、9月補正現計を基に試算しています。令和5年度以降は、前年度にまちづくり基金に積立てたふるさと納税寄附金を、各事業に充当するため、同額の繰入れを行うものとして試算しています。
- 基金残高見込額については、各年度、繰入見込額を抑制することで、微増を見込み試算しています。

## VI 実質公債費比率、将来負担比率の推移

(単位：%)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
実質公債費比率（3年平均）	7.8	8.1	8.5	8.6	8.7	8.9	9.4	9.5	9.7	9.5
将来負担比率	2.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—



- 実質公債費比率について、令和4年度から令和13年度にかけて、準元利償還金算入額が減少していくものの、合併特例債等、交付税措置される地方債の元利償還金が減少し、普通交付税の公債費算入額が減少していくことが見込まれるため、実質公債費比率は緩やかに増加していくものと試算しています。
- 将来負担比率について、令和5年度以降、将来負担額を充当可能財源等が上回るため、令和5年度以降の将来負担比率は算出されません。

## **VII 財公用語の解説**

### **一般会計**

福祉・教育・道路整備・ごみ処理など、地方自治体がすべき基本的な事業を經理する会計です。主に市税と地方交付税でまかなわれています。

### **市税（地方税）**

市民のみなさまから納めていただく市の税金です。

笛吹市では、市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税などが該当します。

### **地方譲与税・各種交付金等**

国や都道府県が徴収した税の全部又は一部が市町村に配分されるものです。

### **地方交付税**

地方自治体がさまざまな事業のために支出するお金（歳出）を確保するためには、それと同額の財源（歳入）が必要です。しかし、予定している歳出をまかなうだけの歳入が確保できない場合、不足分を埋めるために、「地方交付税」が国から交付されます。地方自治体間の財源の不均衡を調整し、すべての自治体が一定の行政サービスを提供できるようにするためのものです。

地方交付税の財源は、国税の所得税・法人税・酒税・消費税・地方法人税です。

### **分担金及び負担金**

市が行う特定の事業の財源として、その事業によって利益を受ける個人や団体からその受益の範囲において支払っていただくものです。保育所運営費保護者負担金や土地改良事業圃場整備分担金などがこれに該当します。

### **使用料及び手数料**

使用料は、市が所有している施設や財産の使用・利用の対価としてその使用者・利用者に支払っていただく料金で、市営住宅や体育館、グラウンドなどの使用料のことです。

手数料は、地方自治体の事務で、特定の者のために提供する役務に対し、その費用の対価として支払っていただく料金のことで、住民票や印鑑証明などの手数料が該当します。

### **繰入金**

地方自治体の各会計間、すなわち一般会計、特別会計、基金などの会計間における現金の移動のことをいいます。他の会計からの繰入れのほかに基金を取り崩して繰り入れる場合があります。

## **市債（地方債）**

学校建設や道路整備のように臨時的に多額の費用が必要となるときに、市が国や銀行などから借り入れる資金です。道路や公共の建築物のように長期間にわたって使用するもの場合は、造った年に住んでいた人の税金だけで支払うのではなく、資金を借りて将来笛吹市に住む人にも負担をしていただくことで、世代間の負担を公平にすることができます。

また、近年、国の財源不足のために普通交付税の身替りとして発行できることになった臨時財政対策債も市債に含まれます。市債の返済は長期にわたりますので、将来の財政負担が大きくなるように計画的に借入れを行っています。

## **性質別分類**

支出の経済的性質を基準とした分類法です。

## **義務的経費**

人件費、扶助費及び公債費のように、支出が義務づけられ任意に削減しにくい経費のことで、この割合が高いと財政構造が硬直しているとされます。

## **投資的経費**

普通建設事業費及び災害復旧費のように、支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費のことです。

## **人件費**

市長、市議会議員、市職員及び各種行政委員などに勤労の対価として支払われる報酬、給料などの経費です。

## **扶助費**

生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などにに基づき、被扶助者の生活を維持するために支出される福祉的な経費です。少子高齢化が進むなかで、増額が予想される費目です。

## **公債費**

市債の元金・利子を償還するための経費です。

## **普通建設事業費**

道路、橋りょう、学校などの施設の新増設及び改修のための建設事業に充てる経費です。用地取得費なども含まれます。

## 物件費

市で事務を行うのに必要な経費や、公共施設の光熱水費などの支払いのための消費的な経費です。委託料や使用料及び賃借料も物件費に分類されます。

## 補助費

各種団体などに支出される負担金や補助金、公用車の自動車保険料や公共施設の火災保険料などの経費です。上下水道事業（公営企業）への補助金・負担金もこの費目に含まれます。

## 積立金

財政運営を計画的に行うために財政調整基金や減債基金などの特定の目的を持つ基金に積立を行うための経費です。

## 繰出金

会計間で他の会計へ支出するための経費です。一般会計から国民健康保険や介護保険などの特別会計へ繰出しを行っています。

## 臨時財政対策債

本来ならば、国が地方交付税を「現金」で用意しなければならないところですが、国も財政状況が厳しく、地方交付税を確保することが難しい状況になっています。

そこで平成 13 年度から国が地方交付税として現金で用意できない分を各地方自治体がそれぞれ借入れをすることになりました。その借入金を「臨時財政対策債」といいます。この元利償還金は全額普通交付税で措置されます。

## 財政調整基金

経済不況などによる市税収入の大幅な減少や、災害の発生により生じる予期せぬ支出の増加などに備え、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うために積み立てている基金です。一般家庭の預貯金に相当します。

## 地方財政計画

地方自治体全体の歳入・歳出に関する見込み。地方交付税法第 7 条により、国（内閣）は翌年度の地方財政計画を国会に提出するとともに、一般に公表することが義務付けられています。

## 地方債計画

財政投融资資金計画の一環として策定される地方債の年度計画であり、これによって、当該年度に許可される地方債の事業別予定額とその裏づけとなる資金の枠が決定されます。



## 基準財政需要額

各地方自治体の財政需要を合理的に測定するために、当該自治体について地方交付税法の規定により算定した額です。

この算定は、各行政項目別にそれぞれ設けられた「測定単位」の数値に必要な「補正」を加え、これに測定単位ごとに定められた「単位費用」を乗じた額を合算することによって行われています。

## 基準財政収入額

各地方自治体の財政力を合理的に測定するために、当該自治体について地方交付税法第 14 条の規定により算定した額です。

( 標準的税収入 + 地方特例交付金 ) × 75 / 100 + 地方譲与税等 で算出します。

## 標準税収入額等

地方税法に定める法定普通税、税交付金、地方譲与税等の合計のことです。

## 標準財政規模

地方公共団体の一般財源の標準的大きさを示すもので、普通交付税、標準税収入額等、臨時財政対策債の発行可能限度額の合計のことです。

## 財政健全化判断比率

地方自治体財政健全化法は、都道府県や市区町村に「実質赤字」「連結実質赤字」「実質公債費」「将来負担」の四つと公営企業会計の「資金不足」の比率を毎年度公表することを義務づけています。比率が一定の基準を超えると、財政健全化計画を策定して県や国への報告が必要になり、総務大臣の許可を得なければ地方債が発行できなくなります。

## 実質赤字比率

財政健全化判断比率の一つです。地方公共団体の一般会計の赤字の程度を指標化したもので、財政運営の悪化の度合いを示すものです。

## 連結実質赤字比率

財政健全化判断比率の一つです。地方公共団体の一般会計の赤字の程度を指標化したもので、財政運営の悪化の度合いを示すものです。

### **実質公債費比率**

財政健全化判断比率の一つです。地方自治体の収入に対する負債返済の割合を示します。通常、3年間の平均値を用い18%以上になると、新たな借金をするために国や都道府県の許可が必要となります。25%以上になると早期健全化団体となり借金を制限されます。

### **将来負担比率**

財政健全化判断比率の一つです。第三セクター及び公社・出資法人も含め、地方自治体が将来支払う可能性がある負債額における各地方自治体の財政規模に対する比率です。350%以上で早期健全化団体となります。

### **資金不足比率**

上下水道など公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。